

新型コロナウイルスに関する沖縄県内の放課後児童クラブ調査

集計結果報告

2020年5月20日

NPO 法人沖縄県学童・保育支援センター

目次

今後の放課後児童クラブに対する支援への提案	3
-----------------------	---

I 調査の概要	7
---------	---

1. 調査の目的
2. 調査対象
3. 調査実施期間
4. 調査方法
5. 回答数
6. 実施主体

II 回答があった放課後児童クラブの基本情報	8
------------------------	---

1. 運営主体
2. 実施施設
3. 2020年4月1日の在籍児童数と職員数

III 放課後児童クラブにおける新型コロナウイルスへの対応について	10
-----------------------------------	----

1. 2020年4月30日現在、平日の放課後児童クラブの開所または休所について 10
2. 4月30日現在の児童の受入について 12
3. 小学校休校中の職員体制について 15
4. 小学校休校中の放課後児童クラブの運営について 17
5. 子どもたちの様子について 18
6. 保護者に関すること 19
7. 放課後児童クラブに今後必要とされる支援について 20

今後の放課後児童クラブに対する支援への提案

新型コロナウイルス感染対策として、学校の臨時休校要請が行われた 2 月 28 日から 2 か月半がたちました。当初から「学校よりも三密な状況にある児童クラブを開所して安全面に問題はないのか」という疑問の声があがるなか、時間を追うごとに「休所の判断を運営主が行わなければならない」「保護者への利用料返還」「支援員不足」などの課題に対する問い合わせが当法人にも寄せられるようになりました。

放課後児童クラブ（以下児童クラブ）の 9 割以上が民間で運営されている沖縄県では、他の都道府県とは異なる課題も多く、必要とされる支援も個別性が高いと考えられたため、まずは、現場が抱える課題を明確にし、具体的な支援を考えることを目的として本調査を実施しました。

◆児童クラブの開所・休所の判断および児童の受入れ制限に悩む現場の姿

今回の調査期間中、児童クラブの 95%が開所しており、そのうち 92%が 1 日保育を実施していました。4 月 30 日現在の児童の受入れについては、41%が「児童の受入れ制限を設けていない」と回答しています。また、4 月 20 日から 24 日の期間の平均利用人数は 12 人であり、平均で 73%の世帯が家庭保育等で利用を控えていたことが分かりました。

公立や民間委託の児童クラブでは、開所・休所の判断や児童の受入れ基準の策定は、事業の実施主体である市町村が行います。しかし、民間運営の多くが「補助事業」となっている沖縄県では、受け入れに関する最終判断は市町村ではなく運営主体である児童クラブが行わなければならない状況がありました。

児童クラブは、「何か起きた時の責任問題」と、「今、目の前にいる子どもと保護者の支援」を天秤にかけ、日々、苦渋の決断を迫られています。個々の児童クラブに任せられた判断は、結果として、緊急時にもかかわらず、地域間での受け入れ格差や保護者の不安と混乱を招いたと考えられます。

今回の新型コロナウイルス等の感染症対応と地震等自然災害時の対応については、子どもの安全・安心を守り、運営主体の負担軽減および受け入れの地域格差是正を図るためにも、実施主体である市町村の主導のもとで、基準を示し、判断を行うことが求められます。

また、これを機に、放課後児童健全育成事業の責任の所在を明確にするために、補助事業から委託事業へと切り替えることについても、検討していく必要があると考えます。

◆職員体制が維持できず、疲弊する支援員

市町村によっては、3 月から 2 か月以上も 1 日保育が続いたことで、「基準に基づく職員体制の維持が困難」「勤務シフトを組むことが困難となり、支援員を休ませることができない」「職員が疲弊している」など、疲労が限界を迎えるなかで必死に育成支援を行う職員の現状が明らかとなりました。

年内にも新型コロナウイルスの第 2 波、第 3 波が予想されるなか、児童クラブの職員体制の充実は必須です。現在の状況を鑑みると、職員体制の維持のためには「放課後児童支援員」の認定資格者を 1 児童クラブ当たり 3 名以上雇用することが求められます。そのために必要な人件費補助の拡充、支援員の就職相談会の実施、認定資格研修を前期・後期に分けて実施するなど、支援員確保に向けた総合的な対策が求められます。

合わせて、第 2 波以降も休業対象とならない可能性が高い「社会福祉施設等の従事者」でもある放課後児童支援員について、「日常生活維持労働者手当(仮)」など、新たな特別手当の創設についても検討する必要があります。

◆育成支援の現状と課題

育成支援の現場からは、通常の保育に加えて、児童の検温や手洗いの指導、都度の消毒作業などの業務が増えたことを「負担」に感じているとの回答が多くありました。また、感染予防としての消毒液やマスクの不足への懸念、「三密」への配慮、職員不足のためおやつ等の買い出しに人手を割けないなど、通常とは異なる環境下で不安と緊張を抱えながらの育成支援が行われています。消毒液やマスク等の感染予防の備品については、市町村と連携した備蓄の強化と、緊急時の優先的な配給が求められます。

また、民間施設の活用率が高い沖縄県では、「外遊びができる場所がない」「体調不良の子どもを休ませる部屋がない」施設も多くあります。「三密」を避けるためには、室内だけでなく、小学校や公園など屋外で子どもが過ごせる場所の確保が必要となります。今後、児童クラブの民間施設整備が進むことが予想されるなか、「外遊びができる場所」「体調不良の子どもが休める部屋」が確保できない場合の環境保障、施設整備についても、検討することが求められます。

◆年度当初が厳しい児童クラブの運営に追い打ちをかける

運営面については、「家庭保育をお願いした保護者への利用料返金の有無や方法」、「3~4 月分の持ち出しが増え、運転資金足りない」、「支援員の残業代が支払えない」など、利用料や資金面に関する回答が多くありました。

県内のほとんどの市町村では放課後児童健全育成事業の補助金を数回に分けて交付しており、その年度の補助金の最終交付を翌年度の 4 月以降としているため、年度末から年度当初にかけて財政がひっ迫する児童クラブが多くあり、なかには銀行等金融機関から借り入れをし、この時期をしのぐところもあります。

今年は、この時期に 1 日保育が続き、人件費等がかさんだため、例年よりも苦しい運営を強いられています。家庭保育に協力いただいた保護者に対する利用料の返金に関しても、運転資金が不足しているなかでの判断は大変厳しいものがあつたと考えられます。

新型コロナウイルス感染対策への保障はもちろん、例年苦しい状況にある児童クラブの運営改善を図るために、保育所と同様に補助金を月割りで交付する等、可能な限り、年度内に補助金交付を終えるように検討することが求められます。

◆生活リズムの乱れと子どもの様子の変化

子どもの様子については、「宿題や自主学習への取り組みが遅い、学習への関心が低下している」「生活のリズムが乱れている子が増えている」など、小学校休校の影響がみられる一方で、「支援員に甘える、関わりたがる子どもが増えている」「休業前と比較して、落ち着かない子が増えている」など、子どもの心や、子ども同士の関係性にも影響がみられる結果となりました。

子どもの心の問題については、児童クラブだけで対応するのではなく、小学校、家庭、地域と連携・協力して支援に当たることが重要だと考えます。生活リズムを整えていくことや子どもの心のケアについては、家庭・小学校・児童クラブの三者での情報共有は必須となります。

児童クラブと家庭との連携については、WEB で保護者会を開催し、子どもの様子や今後の支援内容を伝えることや、期間限定で連絡帳を導入することも有効だと考えます。

また、小学校との連携については、学級担任、スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャルワーカーと定期的な話し合いの場を設け、学校と児童クラブそれぞれの支援方針や子どもの様子の確認と共有を図ることが求められます。特に、環境や生活リズムの変化に敏感な発達障がい児や発達の気になる子どもに関する情報共有と支援内容の確認は必須であると考えます。合わせて、市町村の「保育所等訪問支援事業」や「巡回支援専門員整備事業」を活用し、スクール・カウンセラーや臨床心理士を児童クラブに巡回させ、専門的な助言等を受けることも支援内容の充実を図るために有効であると考えます。

◆保護者に対する支援を早急に図ることが必要

保護者からの問い合わせの多くは「家庭保育をした場合の利用料に関すること」でした。この件については、国が月額上限 500 円の補助を行うことが決定していますが、返金方法や返金額の査定については、市町村で決めることになっています。特に、返金されるのが利用料（保育料+おやつ代等の実費負担分）ではなく「保育料（利用料-実費負担分）」となった場合、返金額に実費負担分を含めるか否かについては市町村の判断となります。また、児童クラブによっては、利用料の内訳が明確でないところもあります。利用料の内訳について市町村が把握できていない場合、返金額の決定に時間がかかり、結果、返金の遅滞などの混乱を招くことが考えられます。

今後は、市町村と児童クラブで、月額利用料の内訳を精査し、返金ルールを決定後、保護者に説明し理解を得たうえで返金の実施という段取りとなると考えます。保護者が納得できる説明を行うことができるように事前に準備を行うことが重要なポイントとなります。

また、自身の仕事や将来に不安を抱える保護者や、児童クラブを継続するかどうか悩んでいる保護者の負担軽減を図るためには、今年度に限った県と市町村による利用料の減免措置等の実施が有効であると考えます。例：今年度に限りすべての世帯の利用料を一律月 5,000 円とする。実費負担分を上限 3,000 円まで補助するなど。

◆安定した運営のために必要な支援を求める現場の声

今後、必要とされる支援については、開所・休所に関わらず運営費や人件費の保障と保育料の減収分に対する補償など、児童クラブが安定した運営を図るために必要な経費の保障を求める声が多くありました。

運営費以外ではマスクや消毒液の定期的な支給や開所・休所の判断について市町村でマニュアルを作成してほしいという回答も多く、新型コロナウイルスの第 2 波以降に備えた市町村のルール作りや支援施策の整備が求められます。

おわりに

今回の調査結果から、新型コロナウイルスにより沖縄県の児童クラブがどのような影響を受け、どのような課題が生じたのか、その輪郭が見えてきました。今後は、それぞれの課題に対する具体的な支援や国・県・市町村の施策策定、そして、第2波、第3波に備えた対応の検討を段階的且つ早急に行うことが求められます。

一方、「民間運営が9割以上」「公的施設での実施が少ない」「月額利用料が全国平均よりも高額」などの沖縄県の児童クラブの「特徴」が、今回の新型コロナウイルス対策においては「課題」となっているケース（責任の所在が曖昧、屋外で過ごす場所がない、今後の継続に悩むなど）も多くみられました。「沖縄県の児童クラブが抱える課題を解決することは、新型コロナウイルス対応にも有効ではないか」という仮説についても、今後、検証が必要です。

児童クラブが児童福祉法に基づく事業として、子どもの最善の利益を守り、保護者が安心して働く権利を保障する本来の役割と機能を十分に発揮するために必要な「もの・こと・ひと」について、今回のコロナ禍をきっかけに、「子ども」「保護者」「児童クラブ」「市町村」の4者で共に考え、改善に向けて一歩ずつでも進んでいくことが、「いま」と「これから」の児童クラブを必要としている子どもと保護者に対する私たちの責任であると考えます。

最後に、ご自身とご家族の健康と安全に対する不安を抱えながら、児童クラブに通う子どもと家族の幸せを守るために、日々育成支援を行っている支援員、補助員、運営主の皆様、そして、ご多忙の中で調査にご協力いただいた児童クラブの皆様に最大限の敬意を示すとともに、心より感謝申し上げます。

NPO 法人沖縄県学童・保育支援センター 理事
垣花道朗

I 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、新型コロナウイルス対策としての小学校休校による放課後児童クラブでの1日保育の実施等が、沖縄県内の児童クラブにどのような影響を及ぼしているのかを調査・分析し、今後の児童クラブに必要とされる支援や施策の提言等に活用したいと考え実施しました。

2. 調査対象

沖縄県内の13自治体(11市2村)で放課後児童健全育成事業の補助対象となっている放課後児童クラブに対して、各地域連絡協議会等を通じて調査を依頼した。

3. 調査実施期間

2020年4月30日(木)から5月8日(金)

4. 調査方法

インターネット調査

5. 回答数

①県内13自治体から102か所の放課後児童クラブから回答があった。

②市町村の内訳

市町村名	回答数	市町村名	回答数
那覇市	6	糸満市	7
名護市	2	南城市	4
うるま市	15	宮古島市	5
沖縄市	5	石垣市	9
宜野湾市	6	北中城村	1
浦添市	16	国頭村	1
豊見城市	4	合計	102

6. 実施主体

NPO 法人沖縄県学童・保育支援センター

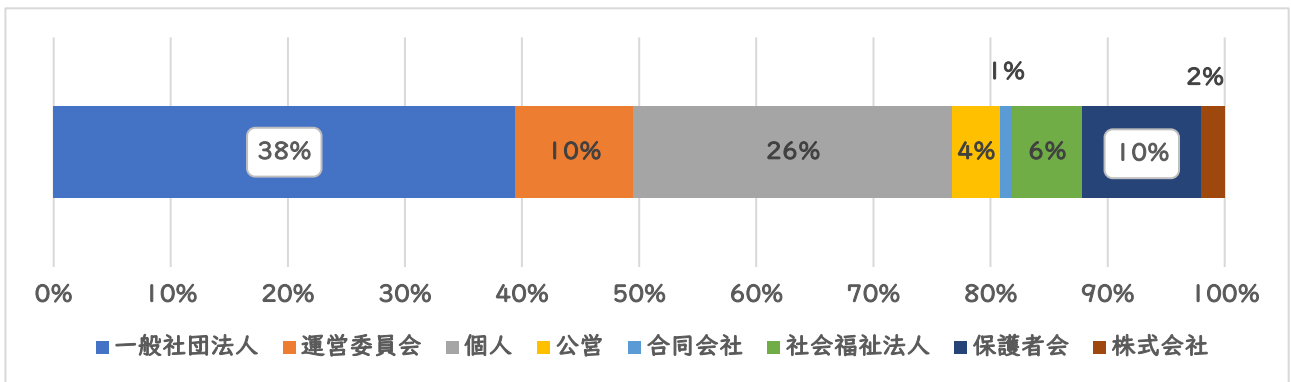
II 回答があった放課後児童クラブの基本情報

1. 運営主体

【表1 運営主体別か所数】(n=102)

運営主体	回答数	運営主体	回答数
NPO 法人	3	合同会社	1
一般社団法人	39	社会福祉法人	6
運営委員会	10	保護者会	10
個人	27	株式会社	2
公営	4		

【図1 運営主体の割合】(n=102)

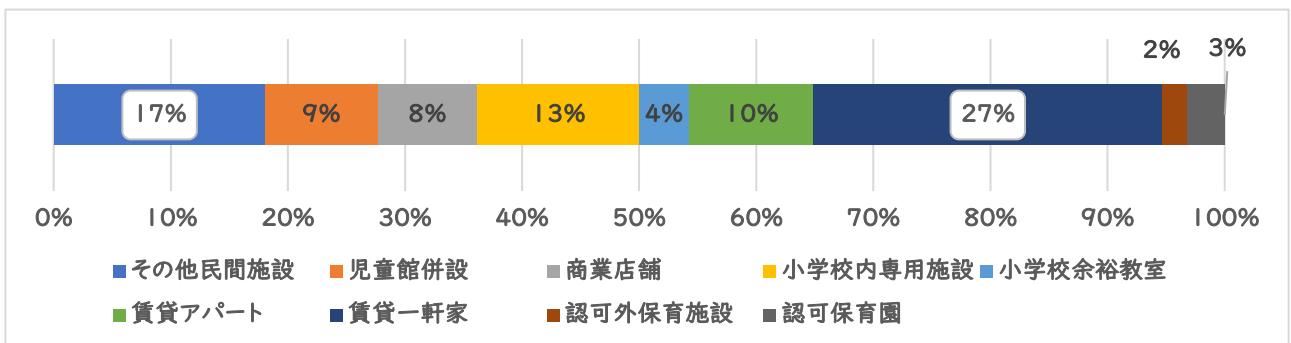


2. 実施施設

【表2 放課後児童クラブの実施施設別か所数】

実施施設	か所数	実施施設	か所数
小学校内専用施設	13	賃貸一軒家	28
小学校余裕教室	4	商業店舗	8
児童館併設	9	認可保育園	3
その他の公的施設	8	認可外保育施設	2
賃貸アパート	10	その他民間施設	17

【図2 実施主体別か所数の割合】(n=102)



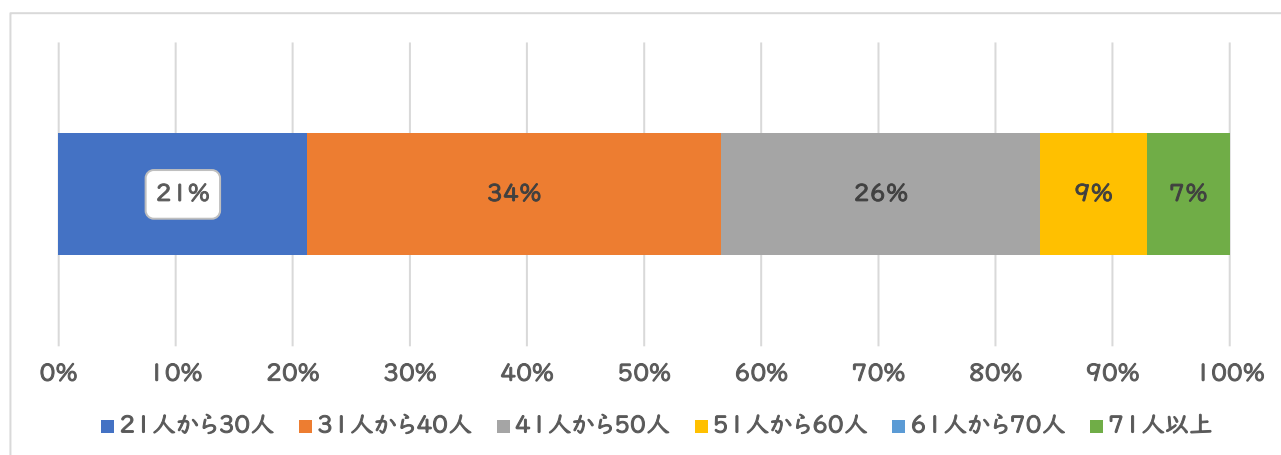
3. 2020年4月1日の在籍児童数と職員数

【表3 4月1日の在籍児童数と職員（支援員・みなし支援員）数】(n=102)

児童数	か所数	支援員(平均) 【A】	みなし支援員(平均) 【B】	職員数(平均) 【A+B】
10人から20人	3	2人	1.3人	3.3人
21人から30人	21	2.3人	1人	3.3人
31人から40人	35	3.8人	0.74人	4.5人
41人から50人	27	2.7人	1.4人	4.1人
51人から60人	9	2.8人	1人	3.8人
61人から70人	0	0	0	0
71人以上	7	3.9人	1.9人	5.8人

※児童数の最小は11人、最大は136人

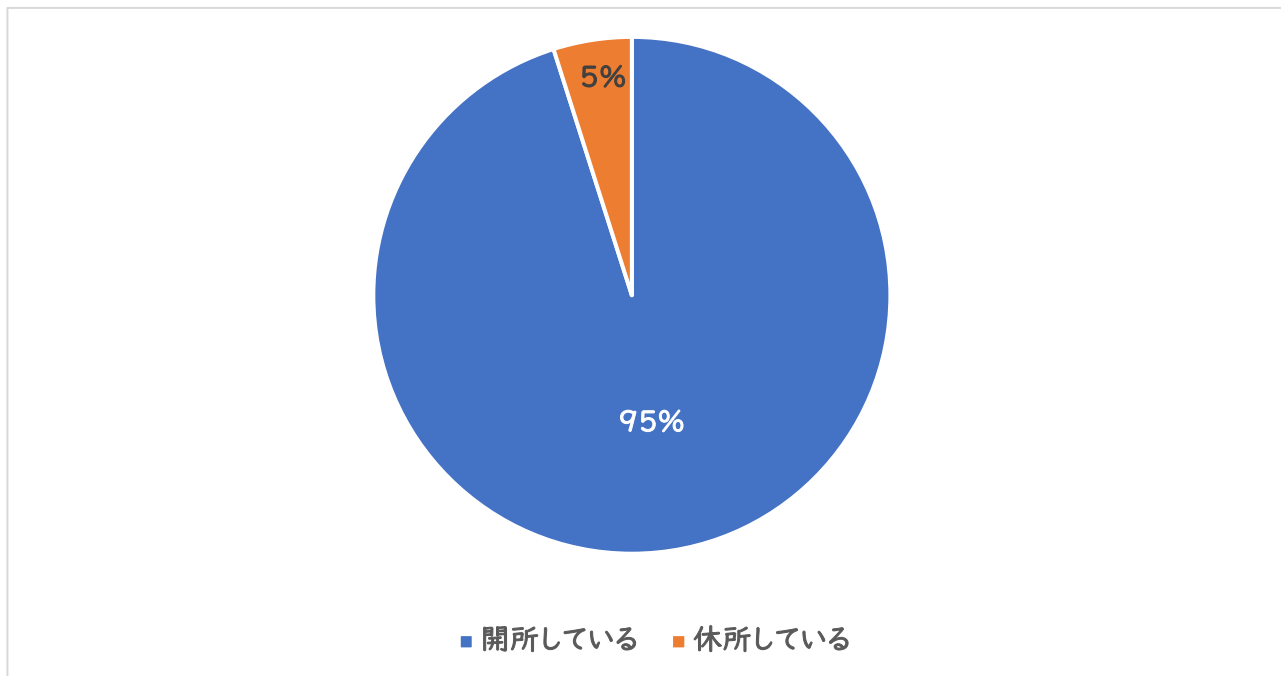
【図3 児童数別か所数の割合】(n=102)



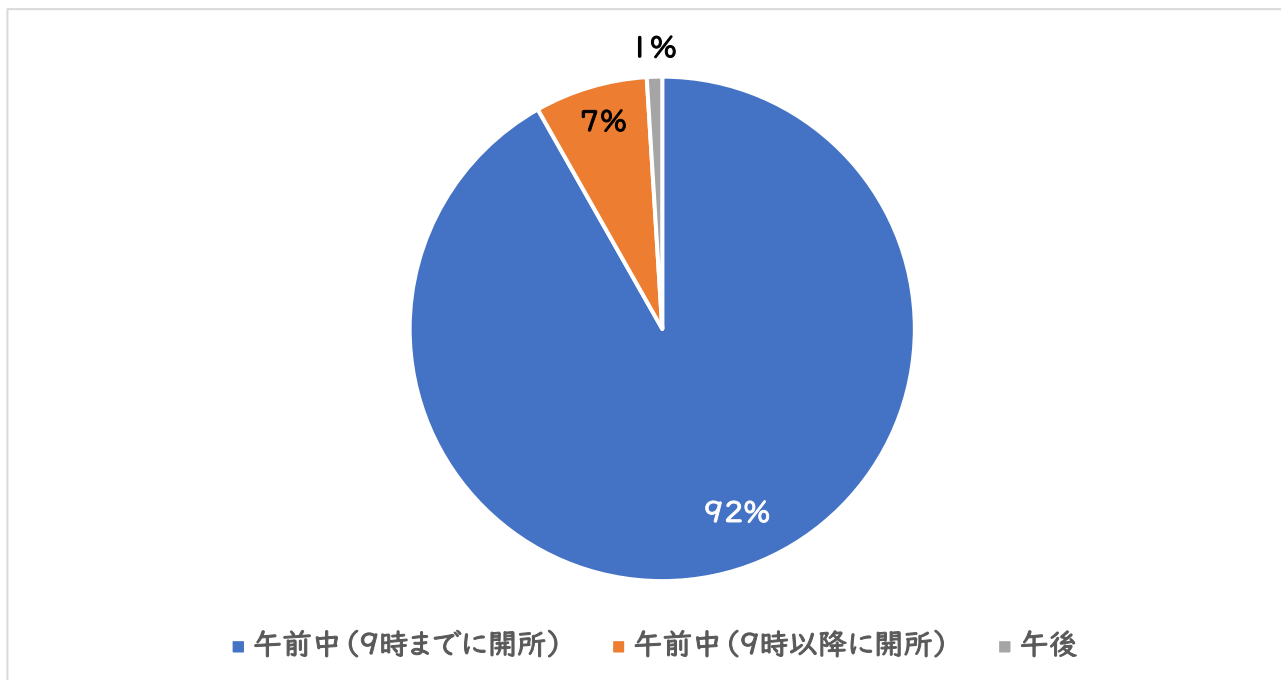
Ⅲ 放課後児童クラブにおける新型コロナウイルスへの対応について

1. 2020年4月30日現在、平日の放課後児童クラブの開所または休所について

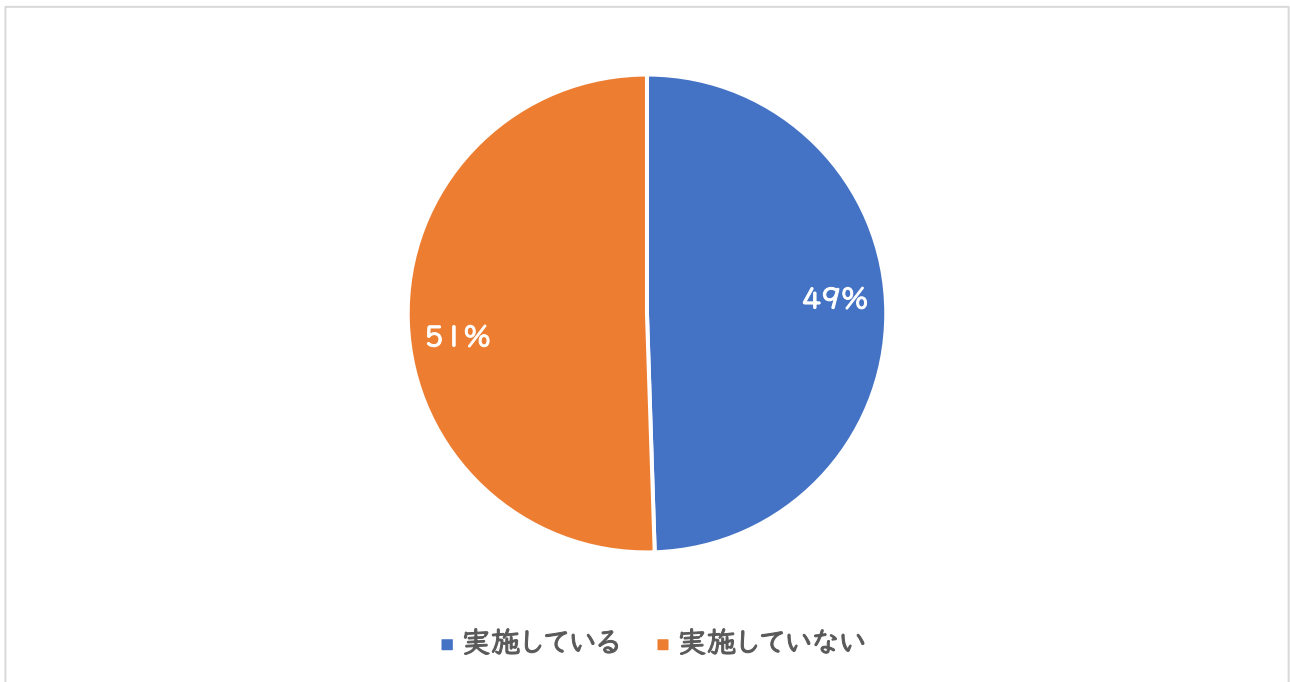
【図4-1 2020年4月30日現在の平日の開所状況】(n=102)



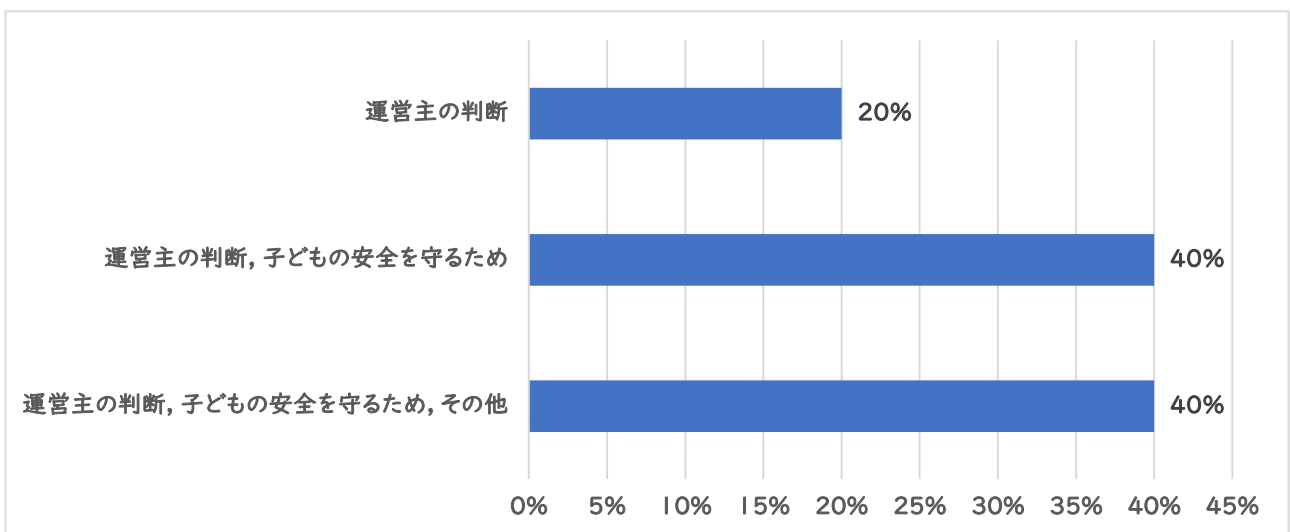
【図4-2 開所している放課後児童クラブの開所時間】(n=97)



【図 4-3 延長保育の実施の有無】(n=97)

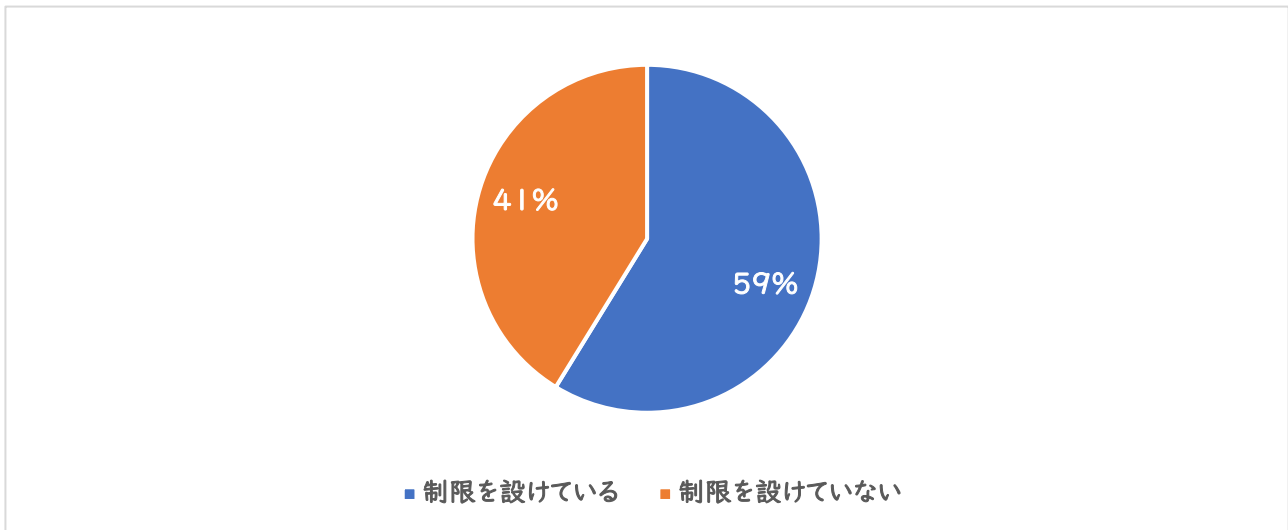


【図 4-4 休所している理由】(n=5)

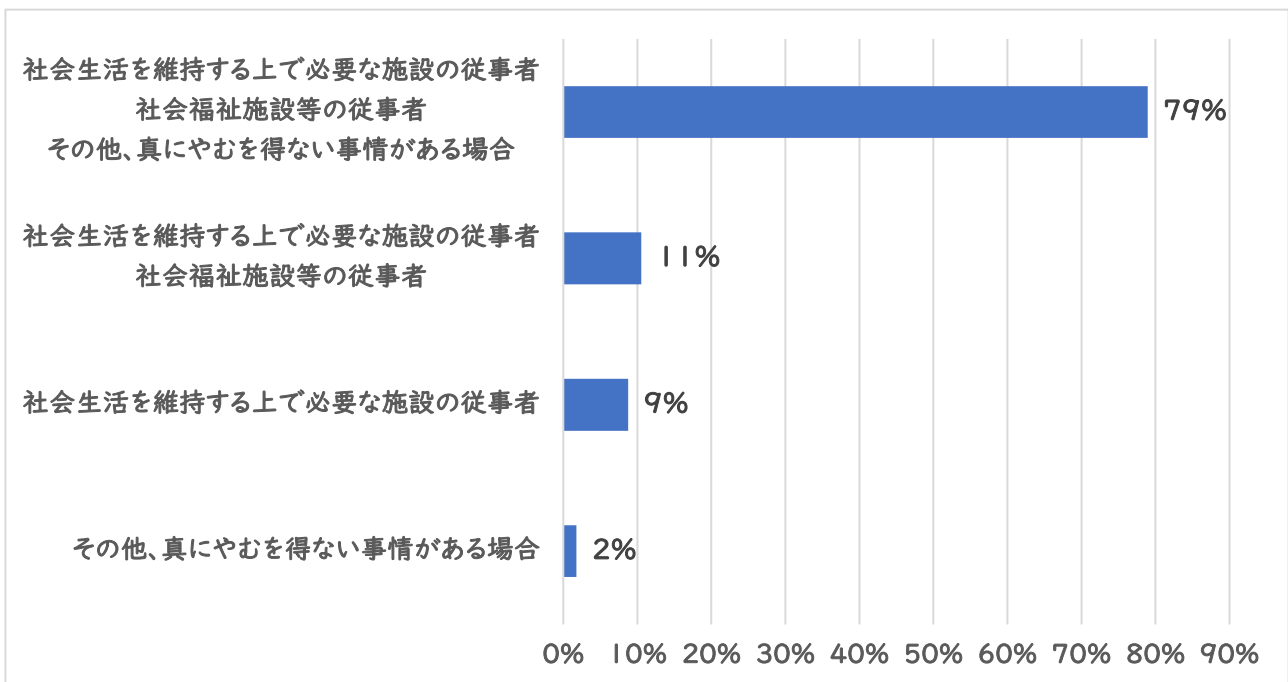


2.4 月 30 日現在の児童の受入について

【図5-1 児童の受入制限の有無】(n=97)



【図 5-2 児童の受入れ制限の内容】(n=57)



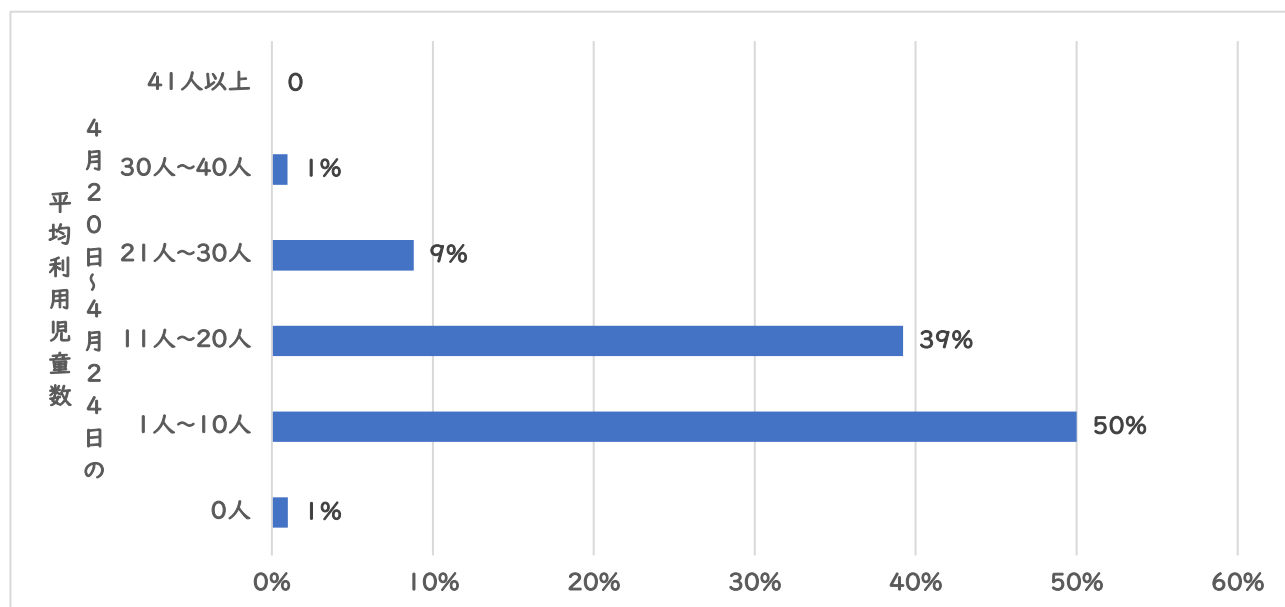
「その他、真にやむを得ない事業がある場合」の内容(記述)

- ひとり親家庭
- どうしても仕事を休むことができない保護者
- 子どもの預け先がない(県外や離島出身のため、単身赴任のため、祖父母が高齢のため など)
- 児童に障害があるため
- 家庭に介護や看病を必要とする家族がいるため、保護者が入院・通院している
- 子どもの孤立防止のため
- 困窮世帯。
- 農業

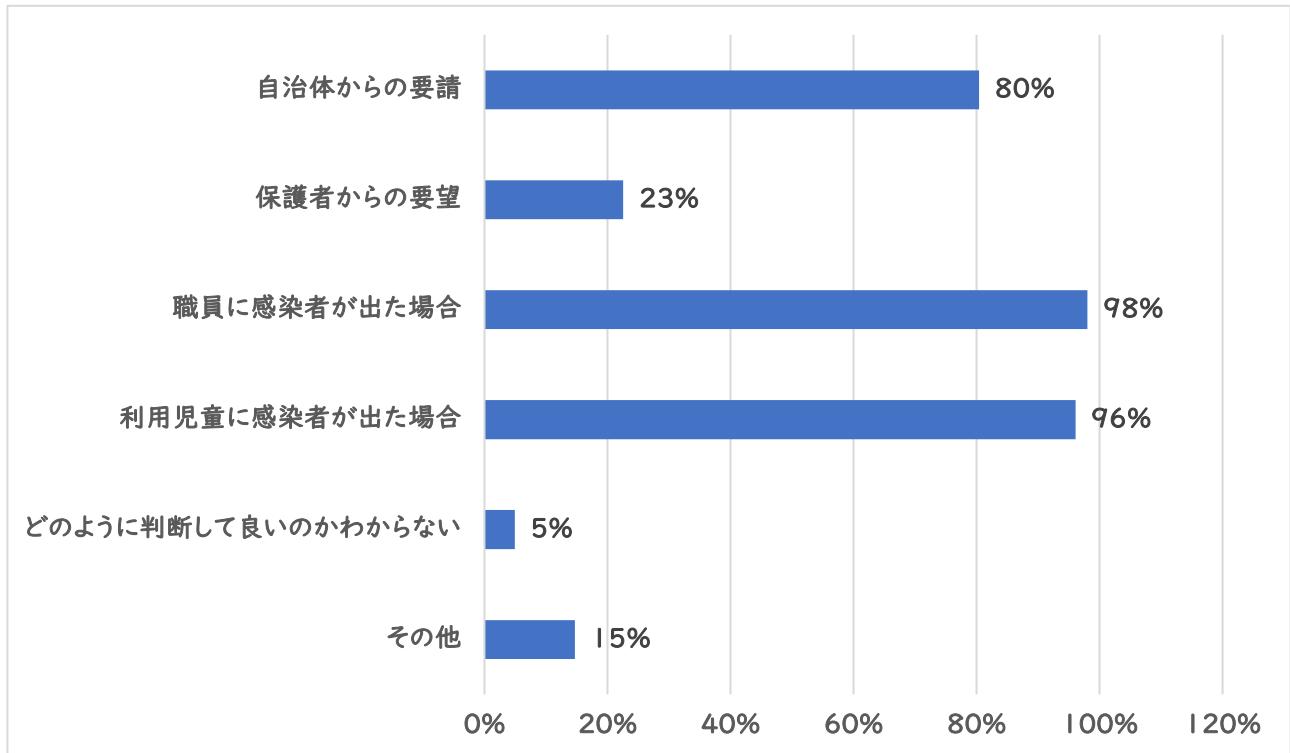
【表4 4月1日の在籍児童数と4月20日～24日の利用児童数の比較と利用児童の減少率】

4/1の在籍児童数	か所数	4/20～4/24の利用児童数 (平均)	利用児童数の減少率 (平均)
10人から20人	3	3.0人	80%
21人から30人	21	9.1人	66%
31人から40人	35	10.8人	71%
41人から50人	27	13.1人	70%
51人から60人	9	14.6人	73%
61人から70人	0	-	-
71人以上	7	21.1人	75%
平均		12.0人	73%

【図5-3 4月20日から4月24日までの1日当たりの平均利用児童数】(n=102)



【図 5-4 今後、児童クラブを休所する場合の理由（複数回答）】（n=97）

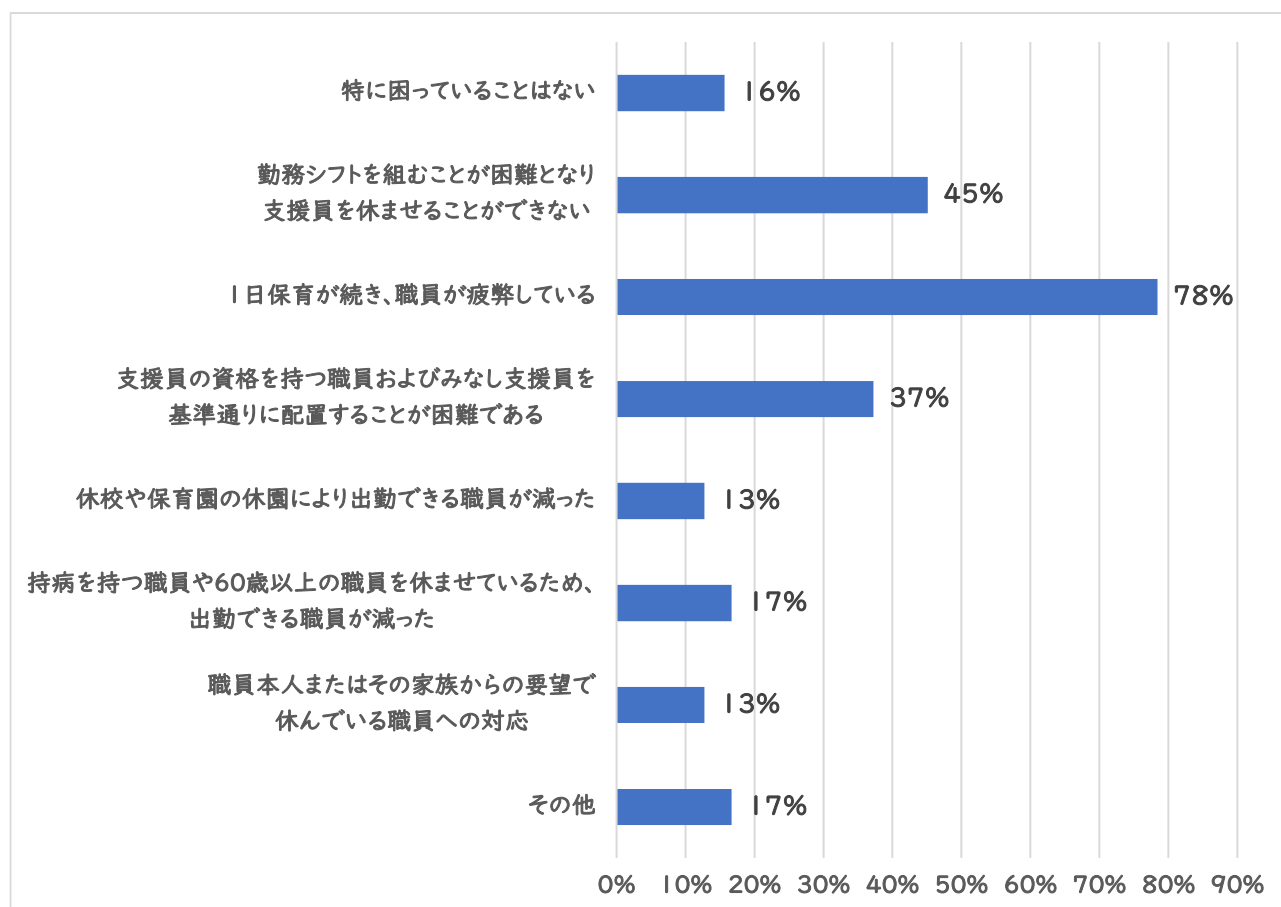


その他（記述）

- 職員、児童が濃厚接触者となった場合。
- 市から要請があったら閉所しますが、島内に感染者が出た場合か、感染の危険をかんじたら自己判断で閉所します。
- 職員配置が難しいと判断したとき。
- 施設長が緊急に休所する必要があると判断した場合。
- 全世帯に学校休業中の学童クラブ利用に関する誓約書を記入頂いています。可能な限り、家庭保育のご協力をしています。
- 利用児童がいない場合（職員の外出自粛を守るため）。
- こどもの安全を最優先する場合。
- 利用児童や職員の同居人に感染者がいた場合（または濃厚接触者）。
- 勤務できる支援員が不足し、安全に保育できないと判断した場合
- 保護者との話し合いになると思います。現在自宅保育のお願いをしています。
- 発熱の児童が3名以上になる場合判断材料とする。
- 地域に感染者が出て、当クラブと関わりがあった場合。
- 臨時開所による人材的、体力的、経済的な負担が大きすぎると判断した時点。
- 学童クラブ、担当課からの要請。

3. 小学校休校中の職員体制について

【図 6 小学校の休校が続くなか、職員体制に関して困っていること(複数回答)】(n=102)



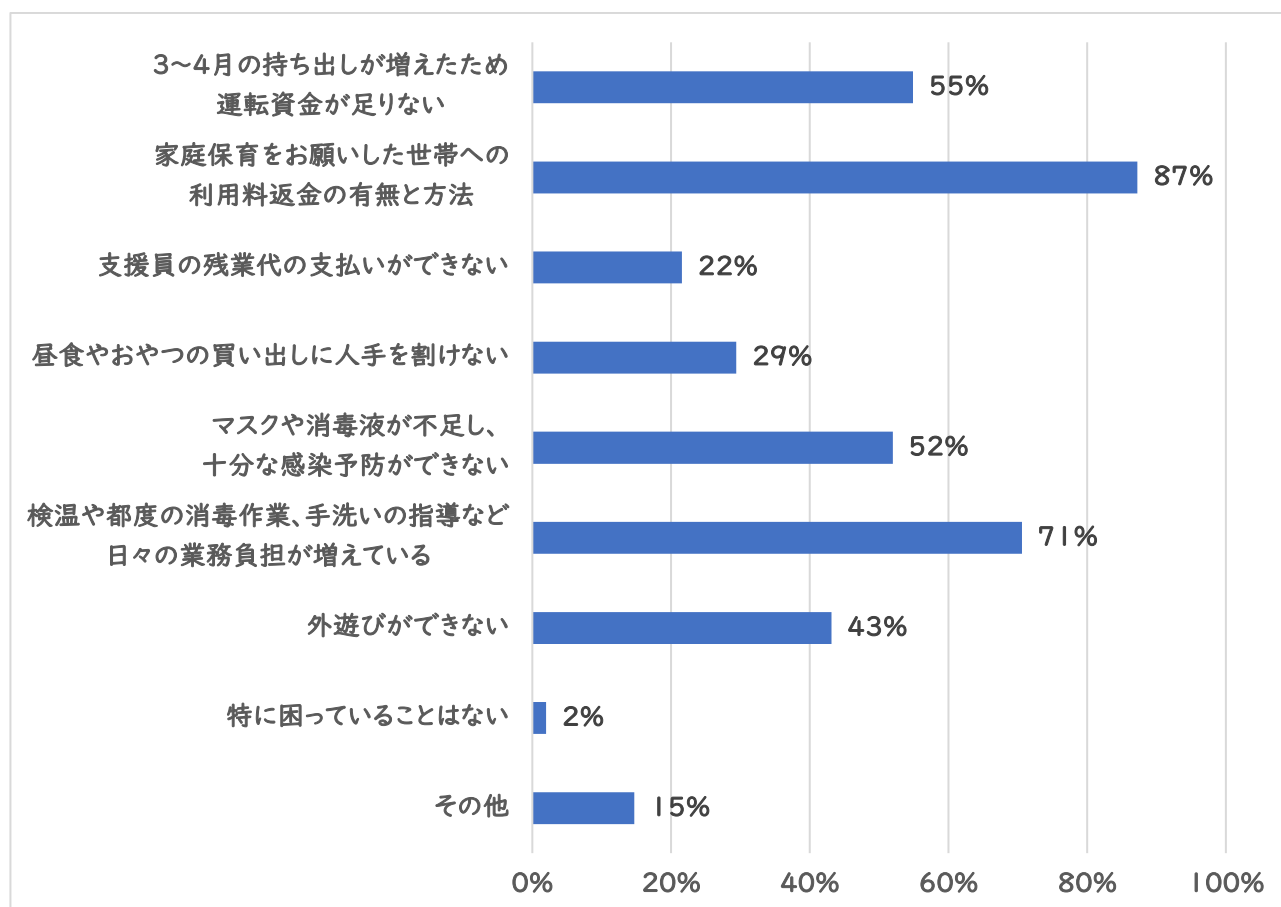
その他(記述)

- 職員に発熱や体調不良が認められた場合、感染に対する不安があるので、厚労省の基準通りにはいかず、念の為に休みを長期とってもらう事への対応。
- 妊婦の職員を自宅待機してもらっているので、毎日ではないが人員不足の日がある。
- なるべく集まらないように一人で見ているが、開所とはみなせないとのこと。
- 学校休業に伴う助成金対象職員と、そうでない職員の処遇を平等にするための計らい。
- パート職員へ一日勤務を依頼し、その分の賃金負担。月休児童が多くなると、会費収入が減となり運営に支障が出てくると感じている。
- 送迎運転手が出勤できないため無給となっている。職員が欠勤した場合の補填のための長時間勤務。
- 特別補助が扶養範囲内に適用だと今後の人員配置が難しくなる可能性が高い。
- できる限り家庭での保育の協力を頂き児童人数は10名弱なので今の所職員体制は対応できている。
- 休校延長が繰返され、その度に勤務シフトの調整をしなければならない。新規開所と同時にコロナ休校対応となり1日保育が続いていることにより、こども達の生活づくりや支援計画の検討、運営上のさまざまな共有事項を職員全体で十分に共有できていない。また、職員配置の問題もあり、運営にかかる実務(労務手続き等)に手が回らず後回しになっている。
- ハイリスクでの勤務に不安、不満、非協力的な一部保護者の対応。
- 児童への感染拡大防止及び職員の健康を守るため、正規職員で対応している。
- 常勤を雇い入りたいが、賃金基準が低いため他福祉施設に比べ、良い人材が集まりにくい。

- 休業補償の問題。感染症に抵抗力のない持病を持つ方、60歳以上の方を優先的に休ませたいが、休業補償を最低6割、できれば10割補償したい。しかし、今年度の予算がまだ確定しておらず、当事業所としての方針が定まらず、スタッフにも示せないため、ズルズルとハイリスク者を出勤させ続けている。もちろん本人の合意の上ではあるが、実際に感染し重傷化した場合、使用者の安全配慮義務等の責任が問われないか非常に不安である。

4. 小学校休校中の放課後児童クラブの運営について

【図7 放課後児童クラブの運営面で困っていること(複数回答)】(n=102)

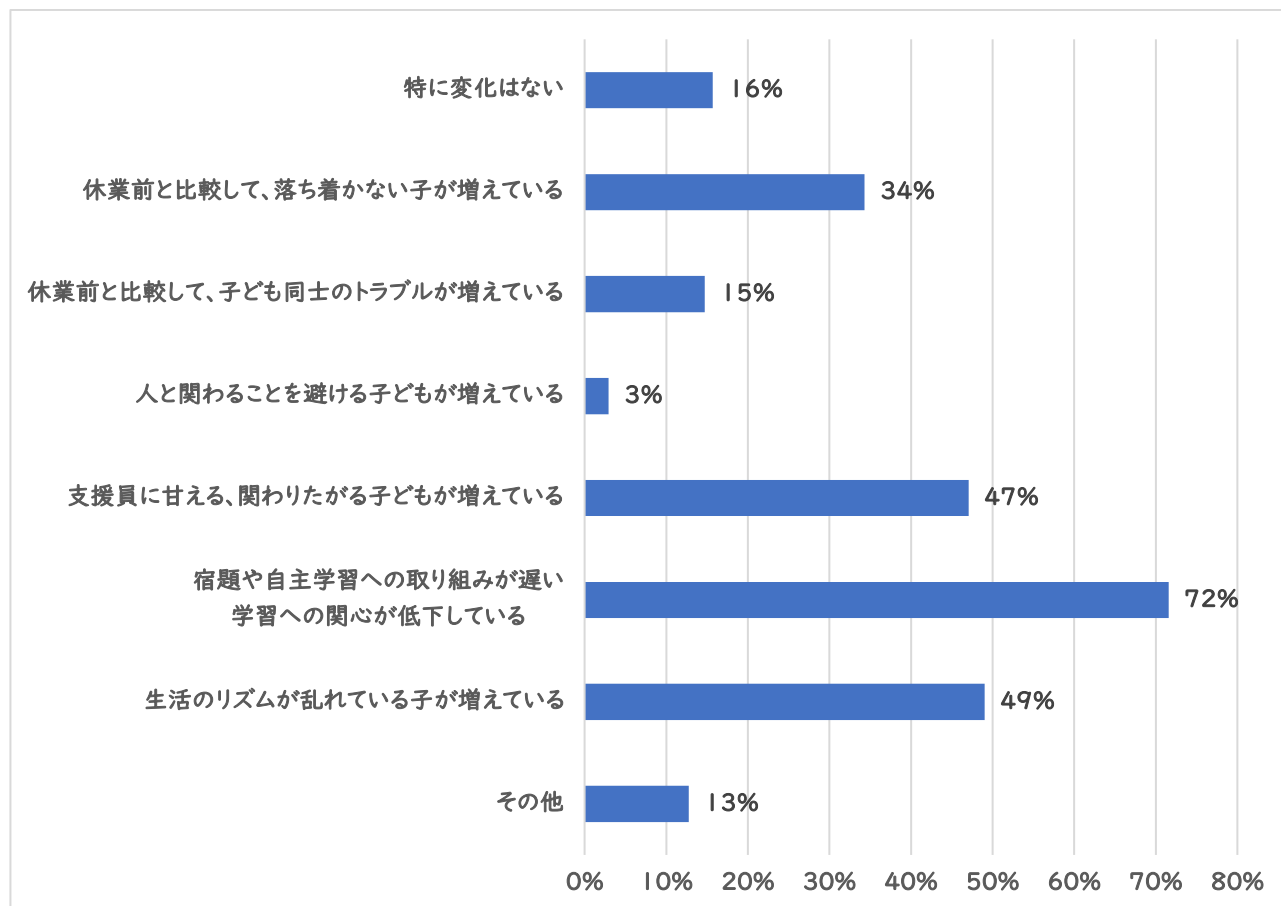


その他(記述)

- 職員の休業補償への対応。
- 自治体より利用料の返金は決定しているが、早急に対応してほしい。休業している保護者もいるので保育料を早めに返金したい。
- 休業手当を出したが、雇用調整助成金が4月はない(3月の利用料が去年のより少ない)
- 小学校との連携が取れない。
- 利用児童には目一杯楽しんで欲しいが、感染予防に気を配る支援員の心身の疲れが心配。
- 計画していた行事が実施できない。
- 前年度の4回目の補助金が未だの為、運転資金が足りない。
- 一日保育で時間があるが、お出かけや行事が組めない。
- 国も市も後手後手のため、国民の危機感が低い。
- 役所への提出書類作成と保護者への連絡、調整、自粛期間中の減額等の計算等雑務の増加。
- 保険料算定月の為、仮に残業が発生してとしても等級が上がらない可能性がある。そして、仮に夏にコロナが落ち着き9月から通常通りに、なったとした場合、1年間高い保険料を職員が払う事になる。年金事務所問い合わせて、年間の平均で算定してもらえないか相談したが、ダメでした。もともと年間の平均で算定するシステムはあるが、今回のコロナがそれに該当しないとの答えでした。事務レベルで解決出来ることなのに意味がわかりません。
- 遊びのネタ切れ、退屈。遊びの場では児童同士の「密接」を避けることが困難である。

5. 子どもたちの様子について

【図8 小学校休校前と比べ、子ども(たち)の様子にどのような変化があるのか(複数回答)】(n=102)

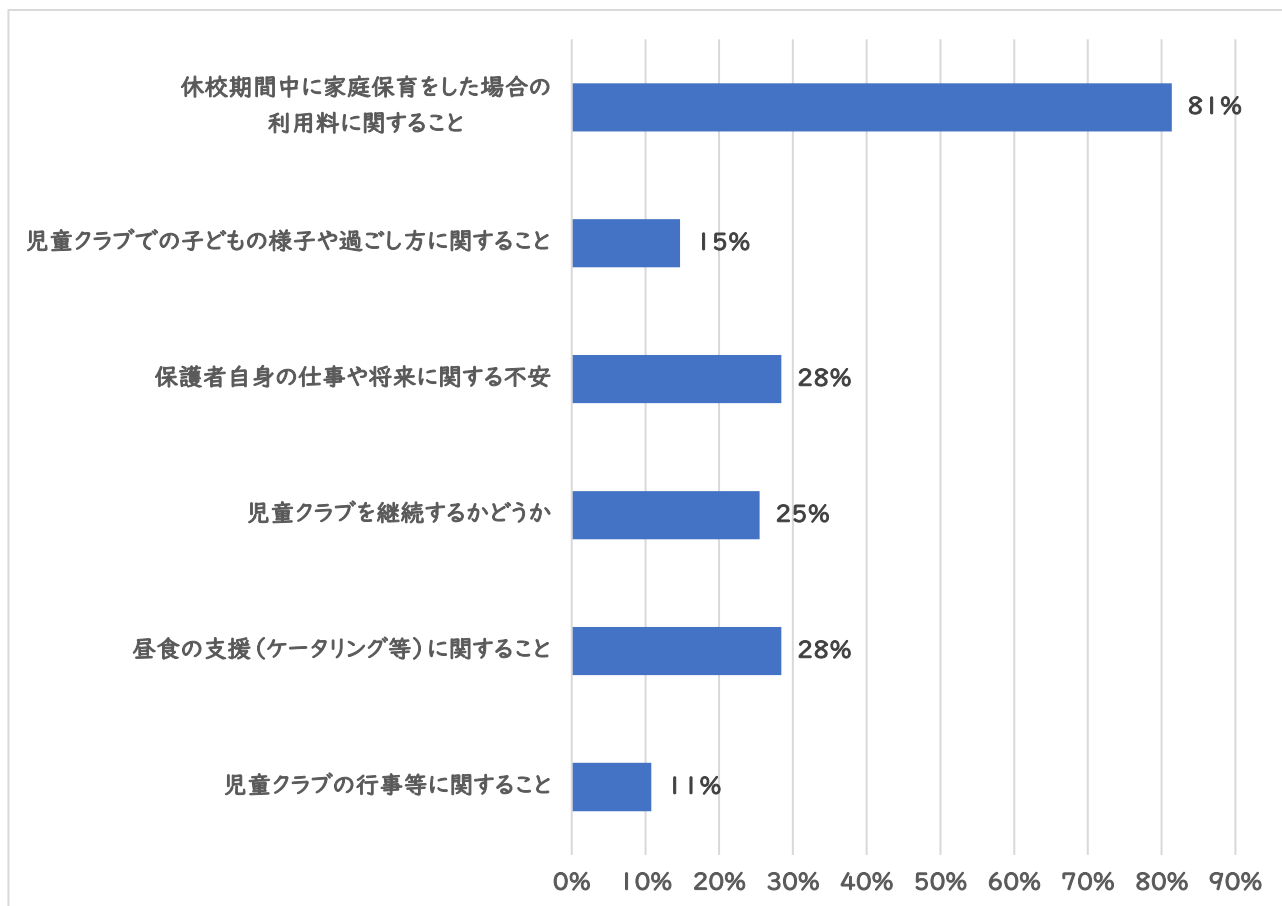


その他(記述)

- 1年生が就学していない為、5歳児保育の延長になっている。
- 支援を必要とする子の、説明だけでは特に見通しの持てない不安が伝わってくる。
- 人数減の為、落ち着いて過ごす子も多い。
- 該当児童をみると、コロナが原因ではなく、毎回新学期にみられる落ち着きのなさのようにも感じます。
- 遊びに制限がかかっていてストレスを感じているようである。
- 好きなことには取り組むが、嫌なことは拒否する。忍耐力の低下。
- 三密を避けるため遊びに制限を設けたり、友達同士を近づけない変な努力をしないといけなくなった。
- 新規開所のため、比較ができない。
- 飽きやすく、集中力が低下している。
- 小人数で静かな雰囲気はあるがストレスを抱えている様子がある。
- 小人数での預かりなので、トラブルも少なく落ち着いて過ごしています。

6. 保護者に関すること

【図9 新型コロナウイルスに関して、保護者からの相談や問い合わせが多かったもの（複数回答）】（n=102）

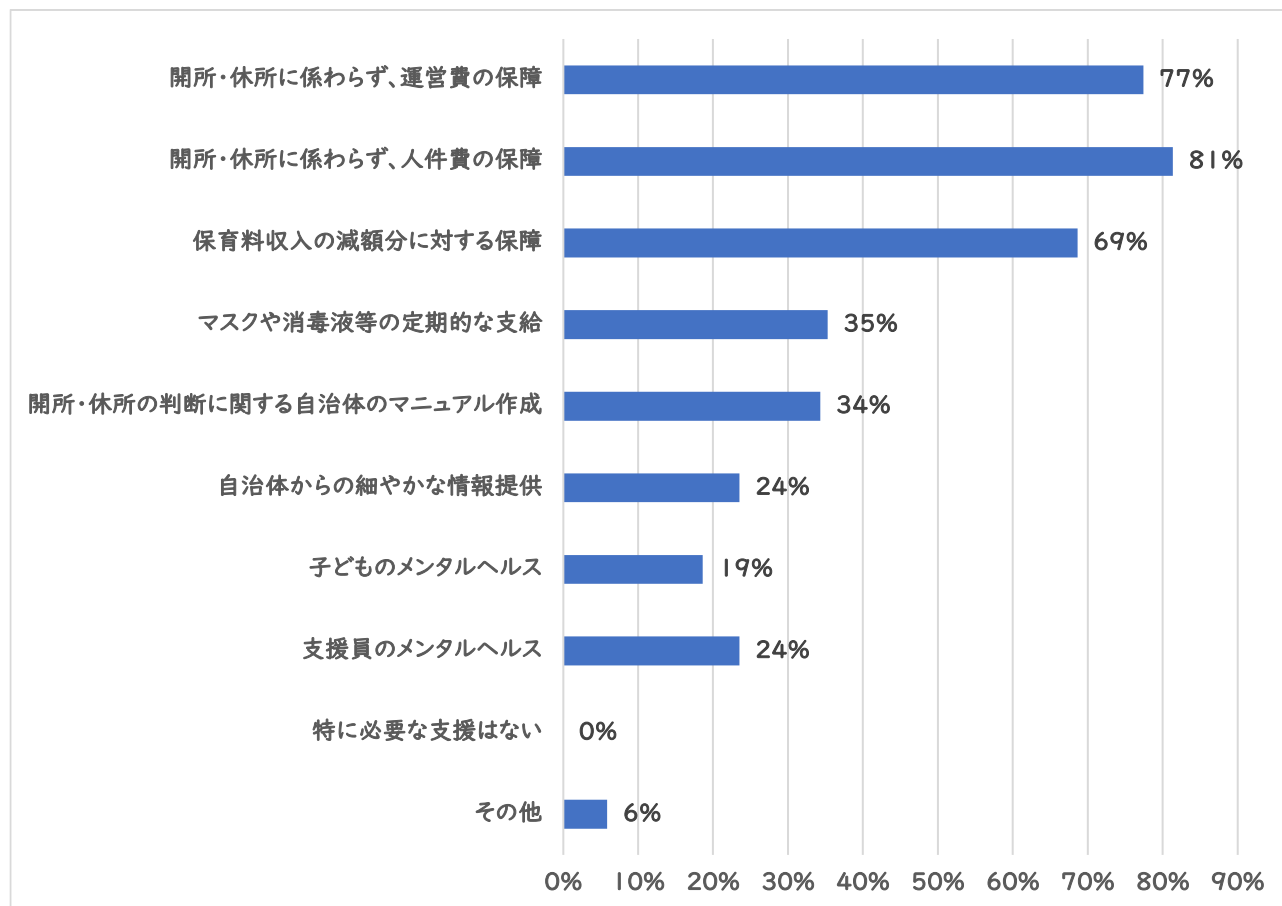


その他（記述）

- 特別保育の対象に関すること。
- 学童クラブでの感染予防策について。
- 期間中に発熱等体調不良で休んだ職員の病状について(子どもから休んでること聞いて)。
- 実際にコロナで失業し退所した児童が出ました。

7. 放課後児童クラブに今後必要とされる支援について

【図 10 今後、必要とされる、または、あれば利用したい支援（複数回答）】（n=102）



その他（記述）

- 学校からの情報提供。
- 学童から感染者が出た場合の行政の対応。
- 出勤している職員への賞与等の特別手当。
- 命を守る選択ができる勇気。
- 休校延長が続く中、休んでもらっている職員の休業補償。
- 人事労務管理などに関する労基法上の専門知識。